

令和6年 神奈川県議会 第3回定例会 厚生常任委員会

令和6年10月31日

◆鈴木ひでし委員

私は数点、第三者委員会の内容等々については今、お話を今までありましたので、新たに、ちょっと提言をひっくるめて何点かお聞きしたいと思います。

第一、今までの話を聞いていて、8年間もたっているわけでしょう、これ、津久井やまゆり園の事件から8年以上。ところが、いまだにこんなことが続いているって一体何なんだろうと、私は思ったわけです。

そのときに、もう一度原点に戻って、このともに生きる、議会と共につくったこの憲章の中の、例えば1、2、3、4、これを実現するために、断固とした決意を持って実現を目指すというのが本来の在り方だったわけだ。ところが、1から4を見ていると、みんな中井と愛名に全部当てはまる、逆のことをやっているんだよ。

一つは何なのかと、もう一度読んでみようか。「私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします」、二つ目は、「私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します」、3点目、「私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します」、4番目、「私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます」という確認をして出発したのに、このていたらくは何なんだろうなと、私は、言い過ぎかもしれないけれども思うわけです。

これ聞いている人から見れば、県民から見たらもう、申し訳ないですけれども、本当に笑ってしまうという状況なんじゃないのかと。

先ほどから、課長から、理念がないとかいろいろまたお話があった。でも理念も下手くそもない。これをどう実現するのかというようなこと、基本の中にはないから、いろいろなことがあったとしても、そこにまた収束しないんじゃないかというふうに思っているんですよ。

今、私が申し上げたのは、きつい言い方かもしれないけれども、4点ある中の全てが、この逆に行っているようなもの、この状況というようなものをどう考えていらっしゃるんですか。

◎障害サービス課長

今、委員に御指摘を受けたことは、すごく重たいことだと思います。ただ、現場の職員が、この憲章の理念が制定されたときに、目の前の支援に、この憲章がどういうふうに影響するのか、恐らく今、現場の職員は、そこも考える余裕もないんじゃないかと思っています。この憲章が、自分たちの仕事にどういう影響があるのか、恐らくそこまで考えている職員はいないんじゃないかな。ただ、そこは、本当に我々が、今まで放置してしまったような、例えば、相部屋の解消なんかも含めて、そういったことも含めて、環境面も含めて、そういった思いにはせるところまで至らなかつたんじゃないかなと思います。

そういった意味では、先ほどの報告書の中でも、県の反省ということがありましたけれども、そういったことが、私たち自身も反省ができなかつた。そのこと

を現場の職員にもしっかりと伝えられなかつた。そういったことが今、こういった状況を招いているのではないかと考えております。

◆鈴木ひでし委員

この場でもつて、いつも職員の方々が反省と言われて、結局、毎回そういう反省で、今日までできているわけじゃないですか。こうやって議会も開かれて、大変な時間を使ってやっていても、なぜ直らないのかという問題という、根本の中に、私は昔、冗談みたいな話ですけれども、映画の中でもつて「踊る大捜査線」か何かの中で、事件は会議室で起こっているんじゃない、現場で起こっているんだというようなものに、本当にもうちょっと向き合っていかないと、この問題というのは、私は申し訳ないですけれども、どんなにここで第三者委員会が検証して、あなた方がああだこうだと言っても、その中にずっと入ってやらない限り、この問題は、私は解決しないというふうに思いますよ。

その中で、ただただこういう批判してみてもしようがないので、私、ちょっと何点か、提案もひっくるめてお話しさせていただこうと。

第1点は、私、もうそろそろ現場の方は、第三者委員会じゃなくて現場の方が、この4点の中に触れるようなこと、逆になるようなことがあったらば、遠慮なく県のほうに問合せをする、また、連絡するというような窓口というの今まであったんですか。

◎障害サービス課長

例えば、津久井やまゆり園の利用者支援の検証を、令和2年1月から始めました。その際には、通報窓口みたいな形で、県の本庁にそういった窓口を設置したことがございます。

また、直近では、こういった状況がある中で、我々の課の中に相談窓口という形では、設置はしている状況でございますが、ただ、実績はほとんど上がっていないという状況でございます。

◆鈴木ひでし委員

それはそうですよ。一つには、閉ざされたその園の中でもつて起こっていることでございますから、第三者委員会の中でも出てきているけれども、全部引き継がれてそういうところがきたという中で、一生懸命やつていらっしゃる方等々も声を上げづらい。また、お子さん等々預けていらっしゃる親御さんなんかからすれば、そういう言い方をすることはいかがなものかということもある。私は逆に、もっともっとハードルを下げた形での窓口等々があつて、今のこのかながわ憲章に基づいて、もっと何か平たい形での、そういう何でも相談みたいなものを本当につくつていかないと、現場の声が上がっていかない。

それはある意味で、しっかりまた県の職員の方が現場に行って、そのことを本気でやるんですということを言って、やはり納得した上でもつてスタートしないと、私はいかんと思っているので、一つの新たな平たい、誰でもそういうような形でもつて相談できる、また、通報という言い方は、なかなか厳しいと思うんだよね。

先ほどから、課長から監査というお話があつたり、突然、視察に行つたりといふけれども、これはある意味で、やはり上目線からの一つのものじゃないですか。監査と聞いたら、誰だってそれは身構えますよ。そういうことじゃなくて、やはり遠慮なくそこのところでもって言つていただきたいという、本当に本来の、やはり福祉の行政というのに、私は戻る意味でも、そういう一つの、また相談窓口等々の提案も一つさせていただきたいというふうに思います。

二つ目ですけれども、私、聞いていて、先ほどから人員のお話があつた。きっと私、福祉職の中でも、保育とかいろいろな今、問題の中にあるように、福祉職として入りました、だけれどもバックヤードの話というのは、かなり重たいというようなことをいろいろなところからお聞きする。多分、この愛名やまゆり園においても、このバックヤードの仕事というのは、かなりの比重を占めているんじゃないのか。

平たく聞きますけれども、このバックヤードの仕事でもって一番時間がかかる、あるいはタイパが悪いというのは、どんなお仕事なんですか。短くて結構ですよ。

◎独立行政法人化担当課長

バックヤードの中では、私も現場にいた中で、例えば支援記録、こういったエピソードの記録を一人一人丁寧に書いていくという、これはかなり時間がかかります。また、利用者の健康データを入力していくなんていう作業もあります。さらに、こうしたデータを分析して、例えば、表計算ソフトを使ってグラフ化させて傾向を見ていくとか、また最近では、意思決定支援のほうも導入していくますと、やはりケースカンファレンスみたいなものがかなり増えてきますので、こうしたケースカンファレンスでの資料を作ったりとか、また、会議録を作つて共有して、P D C Aを回していくとか、こういったところのいわゆる知識労働というか、事務労働みたいなものは、これがかなり大変になっているんじゃないかなと、そのように感じています。

◆鈴木ひでし委員

手短にありがとうございました。私、今聞いていて、こういうのは、失礼ですけれども、これだけ本会議場でもって、黒岩知事から、D X、D Xと騒いでいらっしゃる中で、こういう中で、例えば、それこそ安価な形で入れられるA I の今、コパイロットだって、チャットG P Tなんかだって、入れただけですぐ出てきますよ、表計算なんかというのは。こういうのは、現場でちゃんと入つてあるんですか。

◎独立行政法人化担当課長

十分活用できていない状況にあると思います。

◆鈴木ひでし委員

今、この場でもってすぐ入れるだの、どうのこうのと私は言いませんけれども、D XとかI C Tとかと、毎回のように本会議場で出るのであるならば、そう

いうバックヤードで本当に苦しんでいらっしゃる現場の声というようなものを、もっともっと、例えば、本当に私なんかつくづく思うのは、配膳一つにしても、相当御苦労をかけていらっしゃると思う。また、洗濯だってそうでしょう。そういうようなものもまだまだ、要するに、当然コストはかかるけれども、神奈川県として、具体的にこういう愛名や中井やまゆり園というのが、強度行動障害の、要するに模範となるような施設をつくろうということでスタートしたのであるならば、私は、そういうようなものをつくるというのは、やはり本来の筋で、そこの中で、今こういうことができます、こういうことができるんですか、時間がこうなるというのを、やはり率先してつくっていくような時代を、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。二つ目。

三つ目なんですが、突然変なことを聞きますけれども、そもそも評価委員会というのがあるわけだよね。毎年かどうか、私には分からぬよ、これ。指定管理だもの。このとき指定管理の評価委員会で、そもそもこの愛名やまゆり園は、どういう評価をされていたの。素朴な疑問で聞かせてよ。

◎障害サービス課長

指定管理者評価委員会となりますと、そもそもが、指定管理者を選ぶときの、選定のときに評価委員会が入るというのと、あとはモニタリングをやっているのも、定期的にモニタリング評価委員会みたいなのでやっていますけれども、今、委員の御指摘の、最初のところの評価委員会ということでいうと、サービスの向上、あと管理経費の節減ですか団体の業務遂行能力、こういった三つの大きな柱の視点の中で、さらに小項目が決まっていて、そこの点数が 100 点満点の中で、福祉施設でいうと、サービスの向上の部分を手厚く、配点を厚くして評価をしているという状況でございます。

委員としては法務関係、会計関係、あとは、我々でいうと障害当事者の方とか、保護者の方、家族の方、また、施設代表の方なんかも委員に入っていただいて、メンバーになっているんですけども、現地視察をしながら、そういった評価をして今、指定管理者というのは選定されていると。

それ以外のところで、定期的なところでいうと、先ほど来出来ています、例えば、利用者の入退所の状況ですか、収支の状況、また、何か虐待があったときの対応、そういうことを報告しながら、運営状況なんかも外部の方に見ていただいているという状況でございます。

◆鈴木ひでし委員

そこで、だからどういう要するに評価を下していたんですか。

◎障害サービス課長

すみません、申し訳ありません、答弁漏れがあります。

その中の評価としては、ちょっと手元にないのであれですけれども、A B C のランクがあって、おおむねBとかという形、普通の評価になっていると承知しています。

◆鈴木ひでし委員

また、きっと書面か何かでもいろいろやるんでしょう、これ。だからそことなんだ、問題は。それをどういうふうにしていくんだと。失礼ですけれども、評価委員会の方々もひつくるめた形での問題もあると思うよ。確かに共同会の問題も一つあると思う。だけれども、県が委託する、その管理そのもの自体というのも、毎年じゃないでしょう、多分それなりに、やはり2年とか4年とかというスパンの中で、そういう評価がBなら、Bぐらいでもって終わっているということはおかしいじゃないですか、これだけのものがあったのに。そこが私はおかしいんだと。だから、そういうところもひとつ、抜本的に解決をしっかりしていただきたいというふうに思います。

最後にお聞きしたかったのは、これだけのいろいろな、私が今言っただけでも、三つ聞かせていただいて、ある意味ではやっていなかった。それは今後にしてしまうとなつていった中で、本当にこれでもって、それこそ独法を持っていくなんていうようなことをしてみたって、具体的に何の、ある意味では青写真や、こういうふうにしていくというものがなかった中で、どんなにこの会議体でもって私たちが言ったとしても、いろいろなところの、ある意味では、マクロの施策についてはこうだ、また、ミクロの施策についてはこうだというようなことになれば、これは切りがないですよ、こんな時間帯の中で。

私、この中でここがやはり、この問題を解決していけない、この今の状況下の中で、今後どのようにしていくつもりなのか。今まで、皆さん方のいろいろな御意見もあった。それで今日は、第三者委員会の中の意見はそこまで入れませんでしたけれども、私自身の見方としての中ですけれども、今後どのようにされていくのか、これちょっとお聞きさせてください。

◎福祉子どもみらい局長

今、鈴木委員から、いろいろ御指摘いただきましたけれども、指定管理の評価の話もそうですし、その前のいろいろと、バックヤードの仕事等の支援の在り方とか、様々御指摘いただいて、また、改善提案もいただきましたし、これまでの議論の中でも今後、独法化というふうに目指していく中で、独法というのはあくまで手段であって、目的ではないというような御指摘もいただいたところでございます。

そういう中で、県立の方向性ビジョンの中で、県立施設が何を目指していくのかというところで、これから、例えば、これまでにやってこなかつた障害福祉の科学的な研究ですとか、それに基づく人材育成とか、支援をやはり向上させることを検討していく、それを他の施設にも広めていくという、新しい福祉の在り方を検討していくと。そういう中で、一番ふさわしいやり方が、指定管理とかは、やはりそこは生活の大事な施設なので、そういう中で運営形態というところでは、手段として独法がいいんじゃないかというような議論もさせていただきました。

ただ、今、様々な課題が生じているところでございますので、御提案いただいたことも含めて、そういうところをクリアしながら進めないと、これは手段ということも、結論をどう出していくのかというのがあると思いますが、そういう独

立行政法人を目指すという中で、今、御指摘いただいている課題、今日頂いている課題以外にもたくさんありますので、それも含めて、改善に向けて検討していきたいと思っております。

◆鈴木ひでし委員

今、お話の中にありました、さきの常任委員会で私も提案しましたけれども、心の見える化というお話をしました。今まで一貫して私がお話ししていたのは、かながわ憲章の中にあるこれを、どのように具体化していくかというような視点から提案をさせていただいたつもりです。

やはり議会と共につくった、このともに生きるかながわ憲章というようなものは、私たちも年に1回、早朝からビラもまいて、県民の方に知っていただこうというような努力をしている中で、やはりこの県有施設の中で、こういうようなことが起こったというのは、私は相当、やはり正直言ってショックです。

だから、やはりこの視点に基づいて、この理念をどのような形でもって具体化するのかと、こういう視点をしっかりと、また踏まえていただいた上で、新しいまたA I ということもひっくるめたDX、またICTもひっくるめた形での、また速やかな対応をお願いして質問を終わります。